

# 人を大切にするビジネスゲーム ファシリテーター受講規約

## 第1条（適用範囲）

本規約は、一般社団法人 人を大切にするビジネスゲーム推進協議会（以下、「協議会」といいます。）及び協議会の認定講師が主催するすべてのファシリテーター講座（以下、「本講座」といいます。）を対象とし、効力を生じます。

## 第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、協議会が定める所定の方法に従って行うものとします。

## 第3条（受講資格）

協議会が別に定める受講資格の他、次の各号に掲げる受講資格を満たしている方のみ、受講をすることができます。

- （1）成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと。
- （2）満20歳以上であること（20歳未満でも親権者の同意ある場合受講可）。
- （3）協議会が講座の募集要項等で別に定める受講資格を満たしていること。（受講資格の審査がある場合もあります。）

## 第4条（受講契約の成立）

本講座の受講の申込みの後、当協議会より受講料の支払いに関する案内の通知をした時点で受講契約が成立するものとします。

## 第5条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

## 第6条（決済方法）

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

### （1）銀行振込（一括支払い）

受講料の全額を、協議会が指定する銀行口座への振込み。

（振込手数料は支払いをする方のご負担とします。）

振込先の銀行口座は、受講の申込みの後に協議会よりメール等の方法によりお知らせいたします。

また、協議会が事前に認めた場合に限り、分割での支払いができます。

### （2）クレジットカードの決済

協議会又は協議会が指定する企業が、クレジットカード決済を導入している場合に限り、クレジットカード決済ができるものとします。

## 第7条（講座開催日前の解約）

本講座について、受講料の決済後は、受講契約の解約（講座のキャンセル）はでき

ず、解約を申し出られた場合でも、受講料の返金はいたしません。

#### 第8条（講座開講日以降の解約）

講座開催の日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。

#### 第9条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

#### 第10条（講座開催の中止）

本講座の受講の申込者が協議会の別に指定する員数に満たない場合、協議会は講座の開催の日の1週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金します（なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、協議会はその賠償の義務を負わないものとします。）。

#### 第11条（講座修了の要件）

本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。

#### 第12条（資格の認定等）

- 1 本講座が資格認定に関する講座である場合、講座受講の修了後、試験合格、認定料の支払い等の協議会が別途定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとし、資格の認定が保障されているものではありません。
- 2 受講者は、資格認定がなされた場合にのみ本講座で習得した技術、知識等を用いて公式に「人を大切にするビジネスゲーム会」等を行うことができます。資格認定をなされずに公式に「人を大切にするビジネスゲーム会」等を実施してはなりません。
- 3 受講者が資格認定を受けた後、公式に「人を大切にするビジネスゲーム会」等を行う場合は、協議会へ事前に報告をしてください。この場合、有料にて「人を大切にするビジネスボードゲーム会」を行うときは協議会が別に定める条項により行わなければなりません。

#### 第13条（協議会指定のサポートスタッフ）

受講者は、講座受講中に講座の一環として、協議会が指定したサポートスタッフとして協議会又は協議会の関連団体で主催する講座又は研修のサポートに協力していただくことがあります。この場合、受講者は、協議会が別に定める「サポートスタッフに関する基本ルール」の内容に同意の上、当該ルールに従うものとします。

#### 第14条（著作権）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物」といいます。）に関する著作権は協議会に帰属し、受講者が協議会の事前の承諾を得

ずに、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行うことを禁じます。

（１）本著作物の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

（２）本著作物の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為

（３）私的利用の範囲を超えて、本著作物を複製・改変等をして第三者に配布する行為

なお、受講者は、本著作物を自らの著作物に引用して使用してはなりません。

#### 第15条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、協議会によって開示された協議会固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

#### 第16条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

（１）協議会及び講師の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと

（２）本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協議会及び本講座の講師に一切の責任を求めないこと

（３）他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと

（４）本講座の内容につき、協議会の事前の同意がある場合を除き、録音又は録画をしないこと

（５）協議会の事前の同意がある場合を除き、本講座その他の協議会が企画、制作をする講座と類似する内容の講座、セミナー等を開催しないこと。

（６）その他協議会が別に定める遵守事項がある場合はその事項

#### 第17条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに協議会の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

（１）本規約又は法令に違反した場合

（２）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

（３）協議会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合

- (4) 協議会又は協議会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5) 本講座の受講申込みその他協議会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (6) 協議会の事業活動を妨害する等により協議会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

#### 第18条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

#### 第19条(損害賠償等)

- 1 受講者は、本規約及び法令の定めにより違反したことにより、協議会及び本講座の講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- 2 受講者は、第12条(資格の認定等)、第14条(著作権)又は第16条(遵守事項)に違反した場合、協議会に対し、違約金として金1億円を超えない額で協議会が指定した額を支払わなければなりません。

#### 第20条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

#### 第21条(専属管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所をその専属の管轄裁判所とします。

#### 第22条(確認事項)

- 1 本講座の受講は、協議会が受講者に対して、本講座受講での受講者における成果を何ら保障するものでなく、又、受講者が行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認します。
- 2 協会は、本講座の運営を含む協会の事業について、その存続の保障をするものではなく、受講者との本規約から生じる契約が存続する限りにおいて、その責務を負うものであることを確認します。

#### 第23条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上